

地域医療構想地域検討部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想について検討を行うため、山形県保健医療推進協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、山形県保健医療推進協議会に山形県保健医療計画に定める二次保健医療圏ごとに、別表1に掲げる検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 病床の機能分化に係る施策に関する事項
- (2) 在宅医療の推進に係る施策に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員)

第3条 部会の委員は、別表2に掲げる職にある者から委嘱し、又は任命する。

(事務局)

第4条 部会の事務を処理するため、総合支庁保健福祉環境部保健企画課に事務局を置く。

(設置期間)

第5条 部会の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成27年7月21日から施行する。

別表 1

二次保健医療圏	地域医療構想地域検討部会
村山圏域	村山地域検討部会
最上圏域	最上地域検討部会
置賜圏域	置賜地域検討部会
庄内圏域	庄内地域検討部会

別表 2

郡市地区医師会長
病院長
郡市地区歯科医師会長
地区薬剤師会長
県看護協会支部長
市町村担当課長
保健所長